・・ ● 各重点の取組み ●・・

歩行者保護の徹底と夕暮れ時・夜間の交通事故防止

- 1 ・横断歩道は歩行者優先です。運転者は、横断歩道を渡ろうとする歩行者がいる場合、 必ず一時停止し、歩行者の横断を優先させましょう。
 - ・夕暮れ時・夜間は、反射材を着用して、自己の存在を目立たせましょう。

飲酒運転の根絶

- 運転者本人が「飲酒運転は絶対しない」のはもちろん、周囲の人が 「飲酒運転をさせない、許さない」ことも重要です。
- 2 ・飲酒運転を誘発・助長する行為(車両提供、酒類提供、同乗等)も 絶対にしてはいけません。



ナーパー

自動車で仲間や友人と飲食店などへ行く場合、 お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を 決め、その人が自動車の運転をして仲間など を送り届けます。

自転車等利用時のヘルメットの着用と交通ルールの遵守

・自転車安全利用五則を守りましょう。

自転車安全利用五則

- ____ 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
 - 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 - 3 夜間はライトを点灯
 - 4 飲酒運転は禁止
 - 5ヘルメットを着用
 - ・ながらスマホ(通話や画面の注視)、傘差し運転、周囲の音が聞こえない状態でのイヤホンの使用はやめましょう。

▲ 冬道の運転に注意!! ▲

- ■冬用タイヤ(タイヤチェーン)を着用しましょう
 ■目的地までの天気・道路状況を確認しましょう
- ■ゆとりを持ったスケジュールをたてましょう
 ■車間距離は十分にとりましょう
- ■急発進・急加速・急ブレーキ・急ハンドルを行わないようにしましょう
- ■視界の悪いときは昼間でもライトを点灯しましょう

┓お問合せ先 ┏

鳥取県交通対策協議会

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地(鳥取県くらしの安心推進課内)

TEL 0857-26-7989 FAX 0857-26-8171